

業務指示書

ザンビア国プロジェクト研究「初等算数課題分析」

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月23日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：算数の教育協力に関する各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／算数教育）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：算数教育に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ザンビア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 算数教材開発】

- 1) 類似業務の経験：算数の教材開発に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ザンビア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 初等算数教授法／業務調整】

- 1) 類似業務の経験：算数教育協力に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月8日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

現地再委託

処方箋開発・試行（教材の印刷配布・教員研修等）・調査実施にかかる教員への研修費用

ザンビア側関係者の出張旅費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ZMW 1 = 12.546510 円, US\$1 = 110.733000 円, EUR1 = 130.097000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先名（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・商標、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所上程案件の場合は、当該主催事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／算数教育
算数教材開発
初等算数教授法／業務調整

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

17.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月29日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ザンビア国プロジェクト研究「初等算数課題分析」

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/算数教育	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 算数教材開発	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 初等算数教授法/業務調整	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 業務の背景

ザンビアでは、過去数年にわたる基礎教育へのアクセス拡大に対する取り組みの結果、初等教育では94%の純就学率を達成した。しかし、教育の質は依然として大きな課題を抱えており、国内における卒業試験の合格率及び平均点は低く(12学年合格率57%、平均点17.4%、2015年)、東南部アフリカ地域学力比較調査(2007年)における6年生の計算運用能力は参加14カ国中最下位となっている。

JICAはこれまでザンビア教育セクターに対し、「SMASTE 理科研究授業支援プロジェクト」(2005-2008)、「SMASTE 授業研究支援プロジェクトフェーズ2」(2008-2011)、「授業実践能力強化プロジェクト」(2011-2015)、「教員養成校と学校現場の連携による教員の質改善プロジェクト(IPeCK)」(2016-2019)、教育政策アドバイザーの派遣(2012-2015、2015-2017)、第1回～第3回貧困削減戦略支援(PRS)無償(2011-2016)、青年海外協力隊(小学校教諭・理数科教師)の派遣などを行い、主に理数科教育分野における教員の授業実践力向上を通じた初等高学年～前期中等の児童・生徒の科学的思考力の育成を支援してきた。

しかし、初等低学年の既習事項が定着していないために、高学年の授業内容の理解が阻害されていたり、国が求めるカリキュラムを習熟しないまま進級をしたりしている子どもが多数存在する。このため、ザンビア教育省はJICAに対し、Numeracy¹分野にかかる技術支援を期待している。

これを受けJICAはザンビアにおける子どものNumeracyを根本的に改善するため中期的な協力を検討している。本プロジェクト研究は、この協力の足掛かりとして、児童・教員の数の概念、四則演算にかかる児童の思考過程と弱点、教授言語の移行にかかる算数教科内容理解の変化などザンビアの子どもが抱える根本的な課題を分析し、ザンビア人の思考・文化に合う教授法を検討・考案する。また、今後支援を展開するサブ・サハラアフリカの類似案件に対する示唆を得ることを目的とする。

2. 業務の目的

本業務従事者は、「1. 業務の背景」及び「5. 実施方針及び留意事項」を把握し、JICA専門家及び教育省関係者と協力してザンビアの算数の課題分析をした上で、その課題を解決するために必要な教材・教授法を試行・改善し、報告書に取りまとめる。

3 業務対象地域

事例研究対象地域として、ルサカ州及び／または近隣の州1つまたは2つにおける初等教育学校10校程度を想定している。

1 ザンビア教育省が作成している National Numeracy Framework では Numeracy を「数の感覚を有する能力」と定義し、Numeracy には次の内容を含むとしている。“fluency and flexibility with numbers and their use to describe both real and abstract entities as well as the ability to perform mental arithmetic.”

4. 業務の範囲

コンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」及び「6. 業務の内容」に示す調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、JICA 人間開発部へ提出する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査目的

本調査研究では、JICA が今後ザンビアを含むサブ・サハラアフリカ諸国において初等算数分野の協力を展開していくための知識基盤となるような実践的研究が求められる。特に、サブ・サハラアフリカで基礎的な読み書き・算数ができない子どもが 9,000 万人存在するという現状を踏まえ、授業を受けても基礎的な算数能力を獲得できていない子どもたちに対し、どのような処方箋を提供すべきかを検討する必要がある。このような問題意識のもと本調査研究は以下の 2 点を目的として実施する。

- ① ザンビアの子ども・教員の Numeracy 分野の根本的な課題とその原因を分析し、具体的な処方箋を検討する。
- ② JICA の初等算数協力の今後の方向性に対する示唆を提供するため、日本と他の先進国の算数教育の比較優位、算数ドリルなど既存のツールの優位性と課題を分析する。

(2) 調査分析対象者

ザンビアにおける初等 1 年生～4 年生の児童・教員（ルサカ州及び／または近隣の州 1 つまたは 2 つにおける初等教育学校 10 校程度）

(3) 調査分析対象範囲（科目）

初等算数：整数（自然数）の意味と表し方、加法、減法、乗法、除法、小数

(4) 実施方法

- ① 先行研究のレビュー：日本と他の先進国の算数教育の比較における日本の優位性、ザンビアにおける児童・教員の Numeracy の課題（特に基礎的なスキルを身につけていない子どもの課題）、ザンビアに適した算数教授法・教材の検討
- ② 現地における処方箋の試行・分析・改善：処方箋を試行しながら児童・教員の理解のプロセスを調査・分析
- ③ 報告書の作成：分析結果、将来の Numeracy 分野における技術協力案件への提言

(6) ザンビア側関係機関

ザンビア一般教育省(Ministry of General Education) 基準・カリキュラム局 (Division of Standard and Curriculum)

(7) 日本側実施体制

- ① 業務従事者：算数教科の専門性に基づく研究の実施、処方箋の検討、技術協力案件への提言
- ② 初等算数改善個別専門家：一般教育省が実施する Numeracy Project との連携・調整（2018年1月より派遣予定）
- ③ 国際協力専門員：本邦からの研究実施にかかる助言

(8) 実施期間

2017年10月中旬から2019年12月下旬を予定

(9) 調査工程

実施スケジュール（工程案）は、別紙1の全体計画工程表案のとおり。

6. 業務の内容

現在想定される業務内容は以下のとおりだが、より効果的・効率的な方法があれば、コンサルタントの知見と経験に基づき、その手法をプロポーザルにて提案すること。また、必要に応じて現地傭人やローカルコンサルタントの採用を活用することを認める。なお、国内業務及び現地業務の時期は目安とする。

<国内業務>（2017年10月～2018年3月）

(1) 業務計画書の作成

本業務に関連する資料（ザンビア初等算数先行研究、Numeracy Project成果品、他ドナー開発教材等）の収集・分析を行った上で、TV会議等により技術協力プロジェクト（IPeCK）等JICA関係者と協議し、業務計画書を策定する。

(2) 先行研究のレビュー

算数教育、ザンビアの教育セクターに関する先行研究（約50件程度）をレビューし、日本と他の先進国の算数教育の比較における日本の優位性、ザンビアにおける児童・教員のNumeracyの課題、ザンビアに適した算数教授法・教材の検討を行うとともに、現地調査で明らかにすべき事項を纏める。先行研究レビューに含む項目案は以下のとおりだが、対案があればプロポーザルにて提案すること。

① 算数教育の理論と実践

算数教育にかかるレビュー・分析は他国での算数教育協力にとっても参照可能なものとし、先行研究・最新の国際的な議論をレビューすることとする。

(ア) 算数教育の意義・Numeracyの定義と重要性

算数教育、特にNumeracyの獲得の意義にかかる国際的な議論をレビューする。

(イ) 児童の認知発達と算数の学習

児童の認知発達・Numeracy習熟のプロセスを踏まえ、より効率的な教授・学習活動のプロセスをレビュー・分析する。

算数の学習のプロセスにおいては、正規授業で概念を教授した後に習熟のためにドリル等を用いて演習を行うというパターンや、児童が自主的に計算問題をこなすことで演算の規則性を発見し、その後の教授によって意味理解が得られるパターンなど、様々な学習プロセスが想定される。児童の算数分野の認知発達の理論を踏まえ、また中長期的・持続的なNumeracyの能力の定着を見据えると、どのような学習プロセスが効率的・効果的であるかをレビューする。

(ウ)日本の算数教育の比較優位と他国への適用可能性

日本、ザンビア、及びその他先進国（必要に応じ途上国）で本調査研究にとって参考となる国を選定し、その国の算数教育（特にNumeracy）の特徴（国際的な試験結果及びカリキュラム/教材/教授法/教授言語（ザンビアについては現地から英語への移行も考慮する）/児童の学習法等と児童のNumeracy獲得の関係）についてレビュー・分析する。その上で、①(イ)を踏まえ、日本の算数教育及び算数教育協力の比較優位と他国への適用可能性についてレビュー・分析する。

(エ)日本の算数教育協力が目指すべき方向性

日本及び他ドナー（USAID、世界銀行、J-PAL等）の算数教育支援の実績・特徴をレビューし、日本が今後算数分野で教育協力を行うにあたり、その比較優位と妥当性・効率性・有効性・持続性の高い支援領域・方法について分析する。

特にザンビアではNumeracy分野で唯一J-PALが東部州、南部州においてパイロット活動（Catch-upプログラム）を実施している。Catch-upプログラムのコンセプトは“Teaching at the Right Level(TaRL)”であり、インドでPrathamが支援したRead Indiaのアプローチを採用し、初等3年～5年の児童を学習習熟度によって3つのグループに分け、児童の理解に即した指導を行うことで学習成果の効果的な向上を目指している。J-PALのパイロット活動で使用される教材についても分析を行い、日本が協力すべき領域を明確にする。

② ザンビアにおける算数教育の現状

ザンビアの子ども・教員のNumeracy分野の根本的な課題とその原因、実施可能な処方箋について、現地調査で明らかにすべき点をまとめる。最終的にはJICAの初等算数協力の今後の方向性に対する示唆を得るため、日本及び他国の算数教育のザンビアにおける適用可能性、算数ドリルなど既存のツールの優位性と課題を明らかにし、新しい協力パッケージを考案することを目的に据え、先行研究のレビューを行う。

(ア)ザンビアにおけるNumeracyの重要性

ザンビアの中長期的発展・社会/文化的背景・ザンビアにおけるNumeracyの定義・現状を踏まえ、ザンビアにおけるNumeracyの重要性、その支援の必要性、Numeracyの領域のなかでも優先して支援すべき分野、最低限達成を目指すべきレベル（概念的な意味を理解し解答を導くことができるレベル、概念的な意味の理解のみ有しているレベル、概念的な意味を理解していないが解答を導く演算のみ習得しているレベル等）について検討・提案する。

(イ)ザンビアにおけるNumeracyの課題分析

ザンビアの算数教育カリキュラム・社会/文化的背景・学校教育の現場の課題

の観点からNumeracyの課題を分析する。

また、以下の(i)~(iii)の項目について、子どもや教員がどのように理解し、どのような部分で課題があるか(特に基礎的なスキルを身につけていない子どもの課題)について、子どものコンピテンシーの現状・理解のプロセス・言語/文化・カリキュラム・教授法/教材の観点から先行研究を分析し、現地調査で明らかにすべき点をまとめる。

- (i) 数の概念形成・大小の認識(整数(自然数)の意味と表し方)
- (ii) 加法・減法
- (iii) 乗法・除法

<現地業務>(2018年1月~4月)

(3) インセプションレポート・関係者への調査研究実施に係る説明

JICA関係者と協議の上、業務計画書の内容を相手国政府関係者等に説明の上、内容につき、協議・確認を行う。また、基準・カリキュラム局と連携して、対象校(校長や対象教員を含む)に対し本調査研究に関し説明する。なお、説明にあたっては業務計画書を踏まえたうえで、本調査研究の説明のためのインセプションレポートを作成する。インセプションレポートには先行研究のレビュー結果、現地調査計画を含める。なお、現地調査の方法・回数・実施体制・分析枠組みについてはプロポーザルで提案すること。

(4) 対象サイトの決定・現状把握

本調査の対象学校について現地関係者と協議の上決定し、対象校の現状(学校、教員、算数の授業、生徒の学習など)を確認し、本調査の円滑な実施に必要な留意点等の情報収集を行い、取りまとめる。

(5) ベースライン調査・処方箋試行の実施準備・関係者との検討(2018年4月~5月)

一般教育省のフォーカルポイント、現地再委託先等と協力し、上記(4)の調査計画案に基づき、ベースライン調査・処方箋試行の実施準備を行う。本業務従事者のベースライン調査での業務は以下に示す国内業務(2018年4月~5月)のとおり。なお、具体的な方策について独自のアイデアがあれば、プロポーザルにて提案すること。

<国内業務>(2018年4月~5月)

(6) ザンビアにおけるNumeracyの処方箋・試行方法の検討

先行研究レビュー及び現地調査の結果に基づき、ザンビアの状況を踏まえたNumeracyの処方箋を検討する。処方箋は、子どもが演算の意味を理解し応用可能な知識として定着させることまでを目的とし、教育省の予算・学校の現状・教員の教科知識・教授能力を踏まえて「全国に普及可能」なものとする。また、試行の際の教員への働きかけ方、トレーニングの仕方についても、ザンビアの教員の能力等を踏まえて一般の教員が実施可能なものとなるよう考慮する。

(7) 処方箋の成果分析・Numeracyの課題分析方法の検討

処方箋の試行にかかり、ベースライン調査・エンドライン調査の調査方法を検討する。ベースライン・エンドライン調査は、処方箋の有効性の検討のために実施する。具体的には、ザンビアの子ども・教員が数の概念・大小や10の合成・分解・加減乗除をどのように理解しているか、どのような点が理解を阻害しているか、どのような教授法・教材を使用すればそれらの内容理解・習熟が可能となるかを検討するための処方箋の成果分析・Numeracyの課題分析を行うため、調査を実施する。

<現地業務> (2018年5月～2019年12月)

(8) ベースライン調査の実施

上記(7)の計画に基づきベースライン調査を実施する。本調査の実施においては、現地再委託を認める。

(9) 処方箋試行・調査実施

本邦関係者や現地人材と連携し、以下の項目について処方箋を試行し、その結果に基づき処方箋を改善する。

- (i) 数の概念形成・大小の認識（整数（自然数）の意味と表し方）
- (ii) 加法・減法
- (iii) 乗法・除法

(10) エンドライン調査の実施

上記(7)の計画に基づきエンドライン調査を実施する。本調査の実施においては、現地再委託を認める。

<国内業務> (2018年6月～2019年12月下旬)

(11) 調査・処方箋試行の結果分析・処方箋の改善 (2018年5月～2019年10月)

処方箋試行結果や抽出された教訓を分析し、それらをもとに処方箋の改善を行う。

(12) プロGRESSレポートの作成及び報告

先行研究レビュー、現地調査結果をまとめ、JICA人間開発部に進捗報告を行う。

(13) 業務完了報告書の作成・報告

本業務全体を記載した業務完了報告書を作成し、JICA 人間開発部に報告を行う。業務完了報告書には日本及び他国の算数教育の比較優位、算数ドリルなど既存のツールの優位性と課題、ザンビアの子ども・教員の Numeracy 分野の根本的な課題とその原因をまとめ、新しい協力パッケージ及び将来の技術協力プロジェクトで実施すべき具体的な処方箋案を記載する。

7. 成果品・業務提出物等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、中間成果品は(3)とし、提出時期を2019年1月上旬とする。最終成果品は(4)とし、提出時期を2019年12月下旬とする。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、ザンビア実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 業務計画書 | 和文3部 |
| (2) インセプションレポート | 和文3部、英文5部 |
| (3) プロGRESSレポート | 和文3部 |
| (4) 業務完了報告書(教材案等があれば添付) | 和文3部、英文5部 |

なお、業務従事者は、国内・海外における業務従事期間の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を作成し、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は、以下の契約期間において業務を実施する。

2017年10月中旬～2019年12月下旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目安

業務量は以下を目途とする。

全体 約17.00 M/M

現地業務 約9.00 M/M

国内業務 約8.00 M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成分野は以下を想定している。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より

適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載された格付目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、業務従事者は算数の教科教育に関する専門的知識を有し、教材開発に関する業務経験を有する要員を含めること。なお、業務従事者の格付け目安については、コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2017年6月）の別紙「コンサルタント等契約にかかる業務従事者の格付の認定基準及び手続きについて」に則るものとする。

- ア 総括/算数教育（格付2号）
- イ 算数教材開発（格付3号）
- ウ 初等算数教授法/業務調整（格付3号）

3. 対象国の便宜供与

カウンターパートの配置（一般教育省における担当者の指名）

4. 配布資料

- (1) Numeracy Project アクションプラン、成果品（教材）一式
- (2) その他関連収集資料（基礎教育セクターに関する情報収集・確認調査報告書、その他関連文書等）

5. 見積書作成上の注意事項

(ア) 現地再委託

ベースライン・エンドライン調査については、現地再委託を可とする。現地再委託とする場合には、プロポーザルにおいてその旨を記載すること。

(イ) 処方箋開発・試行（教材の印刷配布・教員研修等）・調査実施にかかる教員への研修費用

今回の調査研究は、ザンビア一般教育省 Numeracy Project の一環と位置付けられる可能性があることから、処方箋開発・試行（教材の印刷配布・教員研修等）・調査実施にかかり教員への研修費用は先方負担となる可能性がある。しかしながら Numeracy Project の進捗は予測不可能であり、本プロジェクト研究の予算によって試行を実施する方が効率的とも考えられる。

(ウ) ザンビア側関係者の出張旅費

Numeracy Project にかかるザンビア教育省関係者の出張旅費については、ザンビア一般教育省の本来業務の部分については基本的に先方負担とする。ただし、財政上の理由等により負担し得ず、本調査の円滑な実施に支障をきたす場合は、次の条件により当該経費をザンビア国側関係者に支給することが出来る。

- 1) 日当、宿泊料及び交通費であること
- 2) JICA が事前に承認していること

3) ザンビア側からの申請書を取り付けていること

上記(ア)～(ウ)の経費は、入札時点でその適切な見積もりが困難あることから別見積もりとする。

6. その他留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所並びに在ザンビア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、上記2機関と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録すること。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

別紙1 全体計画工程表案

別紙1 全体計画工程表

年度 月	2017												2018												2019												2020											
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月																			
プロ研	契約締結																																															
	計画打合せ																																															
	先行研究レビュー																																															
個別専門家																																																

現地調査・処方箋試行（ベースライン・エンドライン調査含む）・分析

調査結果まとめ・処方箋検討

報告書提出

▲業務完了報告書

▲プログレスレポート

▲インセンションレポート（レビュー含む）

▲業務計画書

